

○ 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十九年個人情報保護委員会・金融庁告示第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

(意見募集対象は赤字部分)

目次	目次
第1条 [略]	第1条 [同左]
第2条 利用目的の特定 (法第17条関係)	第2条 利用目的の特定 (法第15条関係)
第3条 同意の形式 (法第18条、第27条、第28条及び第31条関係)	第3条 同意の形式 (法第16条、第23条及び第24条関係)
第4条 利用目的による制限 (法第18条関係)	第4条 利用目的による制限 (法第16条関係)
第5条 [略]	第5条 [同左]
第6条 取得に際しての利用目的の通知等 (法第21条関係)	第6条 取得に際しての利用目的の通知等 (法第18条関係)
第7条 データ内容の正確性の確保等 (法第22条関係)	第7条 データ内容の正確性の確保等 (法第19条関係)
第8条 安全管理措置 (法第23条関係)	第8条 安全管理措置 (法第20条関係)
第9条 従業者の監督 (法第24条関係)	第9条 従業者の監督 (法第21条関係)
第10条 委託先の監督 (法第25条関係)	第10条 委託先の監督 (法第22条関係)
第11条 個人データ等の漏えい等の報告等 (法第26条等関係)	第11条 第三者提供の制限 (法第23条関係)
第12条 第三者提供の制限 (法第27条関係)	第12条 保有個人データに関する事項の公表等 (法第27条関係)
第13条 外国にある第三者への提供の制限 (法第28条関係)	第13条 開示 (法第28条関係)
第14条 個人関連情報の第三者提供の制限等 (法第31条関係)	第14条 理由の説明 (法第31条関係)
第15条 保有個人データに関する事項の公表等 (法第32条関係)	第15条 開示等の請求等に応じる手続 (法第32条関係)
第16条 開示 (法第33条関係)	第16条 個人情報取扱事業者による苦情の処理 (法第35条関係)
第17条 理由の説明 (法第36条関係)	第17条 個人情報等の漏えい事案等への対応
第18条 開示等の請求等に応じる手続 (法第37条関係)	第18条 個人情報保護宣言の策定 (法第18条、第27条及び基本方針関

第19条 個人情報取扱事業者による苦情の処理 (法第40条関係)

第20条 個人情報保護宣言の策定 (法第21条、第32条及び基本方針関係)

第21条 ガイドラインの見直し

第1条 目的等 (法第1条関係)

1 本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号。以下「施行令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則 (平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。) 及び個人情報の保護に関する基本方針 (平成16年4月2日閣議決定。第20条において「基本方針」という。) 並びに関係法令を踏まえ、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編) (平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「通則ガイドライン」という。) を基礎として、法第6条及び第9条に基づき、金融庁が所管する分野 (以下「金融分野」という。) における個人情報について保護のための格別の措置が講じられるよう必要な措置を講じ、及び当該分野における事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援する具体的な指針として定めるものである。

本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (外国にある第三者への提供編) (平成28年個人情報保護委

係)

第19条 ガイドラインの見直し

第1条 目的等 (法第1条関係)

1 本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号。以下「施行令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則 (平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。) 及び個人情報の保護に関する基本方針 (平成16年4月2日閣議決定。第18条において「基本方針」という。) を踏まえ、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編) (平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「通則ガイドライン」という。) を基礎として、法第6条及び第8条に基づき、金融庁が所管する分野 (以下「金融分野」という。) における個人情報について保護のための格別の措置が講じられるよう必要な措置を講じ、及び当該分野における事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援する具体的な指針として定めるものである。

本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (外国にある第三者への提供編) (平成28年個人情報保護委員会告示第7号)、同ガイドライン (第三者提供時の確認・記録

員会告示第7号。以下「外国第三者提供ガイドライン」という。
）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）が適用される。

2 本ガイドライン中「～なければならぬ」と記載されている規定について、それに従わない場合は、法の規定違反と判断される。

また、本ガイドライン中「こととする」、「適切である」及び「望ましい」と記載されている規定については、金融分野における個人情報取扱事業者及び個人情報関連情報取扱事業者がその規定に従わない場合には、法の規定違反と判断されることはないが、当該規定は、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者及び個人情報関連情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項として規定されており、金融分野における個人情報取扱事業者及び個人情報関連情報取扱事業者においては、遵守に努めるものとする。

3 [略]

4 金融分野における認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、金融分野における事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）を作成又は変更

義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）が適用される。

2 本ガイドライン中「～なければならぬ」と記載されている規定について、それに従わない場合は、法の規定違反と判断される。

また、本ガイドライン中「こととする」、「適切である」及び「望ましい」と記載されている規定については、金融分野における個人情報取扱事業者がその規定に従わない場合には、法の規定違反と判断されることはないが、当該規定は、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項として規定されており、金融分野における個人情報取扱事業者においては、遵守に努めるものとする。

3 [同左]

4 金融分野における認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、金融分野における事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）を作成又は変更

することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）及び本ガイドライン等に加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされていることを踏まえることも重要である。

5 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）等を防止等するため、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン、関係法令及び本ガイドライン等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。

第11条 個人データ等の漏えい等の報告等（法第26条等関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による（施行規則第7条各号関係に限る。）。

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン3-5-3に従って、個人情報保護委員会（法第147条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては金融庁長官等、法第165条の規定により地方公共団体の長等が報告を

することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン及び本ガイドライン等に加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、法改正により、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされたことを踏まえることも重要である。

5 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン及び本ガイドラインのほか、関係法令等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。

[条を加える。]

受理する権限に属する事務を行う場合にあつては地方公共団体の長等) に報告しなければならない。

また、金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令に従つて、監督当局に報告しなければならない。

2 金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる事態(前項に規定する事態を除く。)を知ったときは、同項の規定に従つて、監督当局に報告することとする。

① その取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

② その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等(法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあつては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。次項において同じ。)又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

3 金融分野における個人情報取扱事業者は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン3-5-4に従い、本人への通知等を行わなければならない。

また、金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる事態(施行規則第7条各号に定める事態を除く。)を知ったときも、これに準じて、本人への通知等を行うこととする。

- ① その取り扱う個人データ（仮名加工情報である個人データを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ② その取り扱う個人情報（仮名加工情報である個人情報を除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ③ その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

4 金融分野における個人情報取扱事業者は、第1項及び第2項に規定する事態が発覚した場合は、当該事態の内容等に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- ① 事業所内部における報告及び被害の拡大防止
- ② 事実関係の調査及び原因の究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止策の検討及び実施

また、当該事態の内容等に依りて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事態の事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することとする。

備考 表中の「」の記載は非記号である。